

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第二八号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡し強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民事執行法の一部改正

1 財産開示手続の申立権者の範囲を拡大し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、債務者以外の第三者(登記所、市町村、金融機関等)から債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に係る情報を取得する手続を新設する。

2 不動産競売において最高価買受申出人が暴力団員であること等を売却不許可事由とし、その判断のための手続(買受けの申出をしようとする者による陳述、執行裁判所による警察への調査の囑託)に関する規定を新設する。

3 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法によって強制執行を行う場合について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を新設する。

4 執行裁判所の職権による債権差押命令の取消しに関する規定及び債務者に対する差押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に関する規定等を整備する。

二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正
国際的な子の返還の強制執行について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改める。

三 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める修正が行われた。